

論 説

壬午・甲申事変と民権派の役割

田 村 安 興

目 次

はじめに

1. 壬午事変と日韓情勢
2. 甲申事変と日韓関係
3. 自由党主流派による朝鮮侵略への画策
4. 大阪事件と自由党左派の役割

結び

はじめに

明治10年代日韓関係は大きな展開を見せる。「江華島条約」から日本公使館設置、壬午軍乱、自由党解党、甲申事変、天津条約、大阪事件、三大事件建白運動と続く明治10年代後半は、日本がアジアに本格的に軍事的、政治的、経済的に進出するターニングポイントであった。明治14年の政変後統一を保った藩閥政府は、激化事件を起こしつつある民権派との対抗、朝鮮半島における清国軍を含む朝鮮国内二大政治勢力との関係、西洋列強との不平等条約解消交渉の難航、松方デフレ下の税収落ち込み等さまざまな困難を抱えつつ富国強兵策をすすめる課題を抱えていた。

明治10年代後半における壬午・甲申事変と大阪事件をはじめとする激化事件は従来それぞれ個別の事件として、統一的に評価される事が少なかった。本稿は「江華島条約」から壬午・甲申事変、大阪事件、三大事件建白運動へと続く

一連の政治的事件の中における自由党と民権派の役割をみつつ、彼等の果たした役割を正確にとらえ直し、歴史的に評価することが課題である。

従来自由民権派は西洋自由主義イデオロギーを日本に注入した旗手であり、歴史の進歩的潮流を代表するものとしてのみ評価され、彼等の対外観とその運動の評価軸が定まっていなかった。これら一連の事件における彼等の動きを追う中で、彼等の対外観にも正当な位置づけを与える事が本稿の目的である。

1. 壬午事変と日韓情勢

韓国は「江華島条約」によって開港した。同条約では開港と日本人の自由な通商活動、朝鮮沿海の自由な測量、領事裁判権を規定した。これらは日本が締結した西欧諸国との不平等条約か、それを上回る内容であった。同条約には、一、朝鮮国は自主の国であり、日本国と平等な権利を持つ。一、朝鮮国は釜山以外に2箇所を開港し、日本人の往来、通商を許可する。一、朝鮮国は日本国の航海者の自由な海岸測量を許可する。一、日本国人が朝鮮国指定の各港に滞在中に犯した罪が朝鮮国人に関係する事件であるときはすべて日本官員が審判する、とある。さらに、同条約の付属条約と通商章程には、開港場での日本人の居住地域設定と日本貨幣の自由な流通、日本の貿易品目への無関税、食糧の無制限売買などが規定された。日本の貿易品目への無関税という規定は、1883年7月日朝貿易章程で改正されたものの、日本が列強との間に締結した条項にもない朝鮮にとって厳しいものであった。

開港までは韓国国内には開港反対論が優勢であったが、開港後真っ先に日本から輸入された思想は開化思想であった。韓国の開化思想は国内の実学思想に、清で進められていた洋務運動と日本の文明開化論が移入されそれらの影響を受けた思想であった。開港後、朝鮮政府は留学生や使節を日本へ派遣し、政治中枢にも開化派の人物を起用して開化政策を推進する。内政では行政改革を行い、統理機務衙門の下にの役所において近代化政策を推進した。軍事面では従来の組織を統廃合し、日本人教官を採用して新式軍隊を創設した。

「江華島条約」は朝鮮の自主性を規定した点に於いて清の宗主権を否認するものであり、その後日本の朝鮮支配の道を開くものであったが、朝鮮半島への清国軍の駐留は継続しており、実体として清国の宗主国としての地位は継続していた。従って、朝鮮が開国して数年間の日朝関係は比較的円満であった。ところが、二回目の使節団がもち帰った一冊の政策書論争を契機にして、賛否両論を引き起こした。それは清国駐日公使館の黃連憲の著した『朝鮮策略』である。使節団は帰国後、同書を国王に献じたが、同書は日本との提携を勧めており、開国に反対し西洋文明の移入に反対する攘夷派によって排日色の濃厚な政治的、文化的運動「衛正斥邪」が起こった。

このような動きが、政権に復帰する機会をねらっていた保守勢力の中心的存在である大院君（国王の実父）を黒幕として、明治15年に引き起こされたクーデターが、壬午の乱である。この年の7月23日、京城市内で米の運配問題を契機に軍隊が反乱を起こした。米の運配問題自体が「江華島条約」による日韓貿易によるものであった。彼等は王宮に侵入、王妃である閔妃一族の重臣たちを殺害、日本公使館を襲撃する反日暴動となった。反乱兵士は大院君に近い重臣や、大院君に庇護を求めた。この反乱事件で、王妃は難をのがれたが、一族の重臣らが殺され、日本側では、軍事教官の堀本少尉を含め7人の日本人が殺害された。その他負傷者は5人を数えた。花房公使らは、仁川沖に停泊していたイギリスの測量船に救われ日本へ逃げ帰った。国王は清国軍に鎮圧を要請するとともに大院君に政権を移譲して、大院君が再び政権を執った。この事件で浮かび上がった事は、日本の領事館に対する「主権侵害」と韓国内におけるプレzensの無さ、逆に清国軍の迅速な対応である。清国政府は、国王より鎮圧の要請を受けた後、暴動を鎮圧するとともに、日本を牽制して艦隊と支援軍隊を動員した。また、大院君が主謀者であることがわかると大院君をとらえて清国へ連行軟禁した。清国はこの事件で、宗主国として朝鮮に大きな影響力をもっていることを内外に示した。事件後、日本政府は山縣らの強硬意見よって、朝鮮政府に対して、強硬な要求を提起し「済物浦条約」を締結した。同条約で規定された条項は、1. 日本政府にたいする正式の謝罪・被害者遺族にたいする補償、2. 犯人の嚴重な処罰、3. 巨済島コジマまたは蟹陵島ウラスンの割讓、4. 事件再発

防止のための仁川の占領，5．咸興・大邱・楊花津の開市，6．日本公使館員・領事館員の内地旅行の自由などである。さらに公使館警備の名目で，軍隊2000人の駐留権を認めさせた。

壬午事変後，清国の援助に頼って政権を維持して改革を行うとする勢力(事大党)と，日本の近代化に着目し，日本の援助により改革を進めようとする勢力(独立党)との抗争が激化した。このような情勢のもと2年後の甲申事変が生じることは必然的な帰結であった。

2. 甲申事変と日韓関係

壬午事変ののち，朝鮮では，清国の影響力が強まり，かつて日本に関心を寄せていた国王と閔妃一族も，親清反日的な路線をとりはじめた。このため，事件前に政府内で影響力をもっていた独立党の金玉均，朴泳孝，洪英植らは，排斥されるようになった。これら親日派のなかでも，金玉均は，来日の機会に外務卿・井上馨，福沢諭吉，後藤象二郎，板垣退助，犬養毅，頭山満らと接触をもち，日本の後援で朝鮮の改革をすすめようとした。福沢諭吉が井上外務卿と相談のうえ，門下生の井上角五郎を金玉均につけて京城に派遣するなど関係は緊密であった。しかしクーデターは，計画も実行も，単純かつ極めてずさんなものであった。1884年12月4日，金玉均らは，京城郵便局の落成式が行われるのを利用して，計画を実行したが金らの計画は三日天下に終わった。クーデター後の6日午後，清国軍が出動してきた。2.3時間の戦いで金らは撃退され，公使らは日本人居留民，軍隊とともに仁川へのがれ，日本へ引き揚げた。竹添公使は職務上，仁川へとどまったが，親日派は，井上角五郎にとまわられて日本へ亡命した。洪英植，朴泳孝らは国王のもとにとどまりのち処刑された。出動した清国軍は約1500人，これにたいする日本駐留軍は，わずか200人であった。

壬午軍乱後の日本政府の朝鮮政策は，清国との関係を考慮し，むしろ，親清派である事大党との関係を重視する傾向にあった。しかし，井上外務卿が竹添公使との連携のもとで，親日派を支援してクーデターを実行させるにいたった

のは、主体的には日本外務省の迷いと独立党の焦りであり、客観情勢としての清仏戦争発生と、これにともなう朝鮮政界の変化が動機となっている。この事件で日本の公使館の無策と日本人居留民が被害をうけたことによって国民のナショナリズムは高揚して清国との開戦論が強くなった。

1884年12月、井上外務卿が自ら朝鮮へ出かけ、事件後の交渉にあたった。締結された「漢城（京城）条約」で、日本は朝鮮に、以下のことを要求した。一、国書をもって謝罪する、一、日本人死傷者と、破壊・掠奪された商品への補償として賠償金を支払う、一、焼失した日本公使館の建築工事のため賠償金を支払うことを認めさせた。

他方、清国との関係では、伊藤博文が、1885年（明治18年3月）、全権大使として天津へ乗り込み、一、日本軍に戦闘を仕掛けた清国軍指揮官の処罰、一、京城駐屯の清国軍の撤退。という対清要求を行った。この交渉で締結されたのが「天津条約」で、以下のようなわずか三カ条の簡単なものだった。一、中国朝鮮ニ駐留スルノ兵ヲ撤シ、日本国朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衛スルノ兵弁ヲ撤ス。一、両国均シク允ス。朝鮮国王ニ勸メ、兵士ヲ教練シ以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム。嗣後日中両国均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ教練スル事勿ラン。一、将来朝鮮国若シ変乱重大ノ事件アリテ、日中両国或ハ一國兵ヲ派スルヲ要ストキハ、応ニ先ツ互ニ行文知照スヘシ。其ノ事定マルニ及テハ、即チ撤回シ再タヒ留防セス。

清国は基本的には日本側の主張を認めた。特に清国が、朝鮮にたいする相互出兵権に同意したことにより、日本側は清国と対等の立場を得るにいたった。日清戦争当時の外相 陸奥宗光の、日清戦争に関する回想録『蹇蹇録』のなかで、天津条約こそ日本が朝鮮半島において清国と対等の立場に立った大きな転機であったと以下のように述懐した。「我が国においては朝鮮国を一個独立の国と確認し、一切の責任をその国の政府に負わしめざるべからずと主張したれども、元来清国政府と事を商定するは、かつて英公使サー・ハリー・バクスが比喩したる如く、無底の釣瓶を以て井水を汲むが如く何時もその効なく、本件の商議も遂に何らの結局を見るに至らず、言わば水掛け論の形となり、依然未了の問題として徒に公文を双方に留めたるのみ。されば明治17年京城変乱の

翌年、今の伊藤内閣総理大臣が当時参議兼宮内卿より特派全權大使として清国に派遣せられ、いわゆる天津条約を訂結するまでは、朝鮮に関する日清両国の権利に付て彼我の間に何らの約定もあらず。我は我が明治9年の日韓修好条約に拠り朝鮮は一個の独立国なりと主張し、清国は依然として朝鮮は中国の属邦なりと固執し、互いに相下らざりし有様なりし。天津条約は無論に当時朝鮮における日清両国の軍隊衝突の善後を策するものなるが故に、これに拠りて清韓宗属の関係を確定すべき明白の条款はなけれども、同条約において日清両国は同時に朝鮮国に駐在する軍隊を撤回すべきことを約し、また将来朝鮮に事変ありて日清両国中いずれの一国にても朝鮮に軍隊を派出するときは、互に行文知照すべしと定めたるは、とにかく両国が朝鮮に対する均等の権力を示したる唯一の明文にして、これを除きては朝鮮に対する権力平均に就き日清両国の間に何らの保障だも存することなし。尤もこの天津条約に付ては爾来我が国において多少の非難を試みたるの論者なきに非ずといえども、清国政府が常に己の属邦なりと称する朝鮮に駐在せる軍隊を、条約上より撤回せざるを得ざるに至りたるのみならず、将来如何なる場合においても同国へ軍隊を派出せんとするときは、先ず日本政府に行文知照せざるべからずとの条款を具する条約を訂結したるは、彼にありては殆ど一大打撃を加えられたるものにして、従来清国が唱え居たる属邦論の論理はこれがために大いにその力を減殺せしことは一点の疑いを存せず。』¹⁾と述べた。

しかし、陸奥は朝鮮に対する近代化、改革を目指していた訳ではなく、あくまで日本との関わりがある範囲に於いて関与するというスタンスであった。「朝鮮内政の改革といい清韓宗属の問題というも、畢竟その本源に遡れば日清両国が朝鮮における権力競争の結果たる…余は固より朝鮮内政の改革を以て政治的必要の外、何らの意味なきものとせり。また毫も義侠を精神として十字軍を興すの必要を視ざりし故に、朝鮮内政の改革なるものは、第一に我が国の利益を主眼とするの程度に止め、これがため敢えて我が利益を犠牲とするの必要なしとせり。…余は初めより朝鮮内政の改革その事に対しては格別重きを措かず、また朝鮮の如き国柄が果して善く満足なる改革をなし遂ぐべきや否やを疑えり。しかれども朝鮮内政の改革は今や外交上一種の死活問題となり、我

が政府はとむかくもこれが実行を試みざるを得ざることとなりたれば、我が国
 朝野の議論が如何なる事情、原因に基づきたるが如きはこれを問うに及ばず、
 とにかくこの一致協同を見たるのすこぶる内外に対して都合好きを認めたり。
 余はこの好題目を仮り、已に一回破裂したる日清両国の関係を再び調和し得べ
 きか、もしまた終にこれを調和する能わずとせば、むしろよつて以てその破裂
 の機を促迫すべきか、ともかくも陰々たる曇天を一変して一大強雨を降らすか
 一大快晴を得るかの風雨針としてこれを利用せんと欲したり。我が政府はかつ
 て朝鮮国を以て一個独立国としてこれを世界列国に紹介し、今回の事変に際し
 ても固より決して該国の独立を傷害せずと各国に宣言したり。故に今その内政
 の改革を勧告するにも、表面上余りに手荒き方法を取る能わざるは論を待た
 ず。」²⁾

表 1. 当該時期の年表

(年)	(朝鮮半島の事件)	(日本の事件)
明治 6 年		征韓論論争
明治 8 年	江華島事件	千島樺太交換条約を締結
明治 9 年	江華島条約	西南戦争
明治12年	釜山開港	
明治13年	元山開港, 日本公使館開設	
明治14年	独立・事大党の抗争激化	明治14年政変
明治15年	壬午軍乱	
明治16年	仁川開港	金米日, 井上・福沢・後藤・板垣 と面談
明治17年		板垣後藤仏公使に依頼 鹿鳴館開館 群馬事件 (3月) 加波山事件 (9月)
	甲申事変 (12月)	秩父事件 名古屋事件 (11月) 自由党解党 (10月)
明治18年		大阪事件 (11月)
明治19年		ノルマントン号事件
明治20年		三大事件建白運動

政府の最大のブレーン井上毅は、今後朝鮮問題がロシアに対する日本の生命

線となると鋭く予言しつつも、対清国関係で議会開設前の時期に構える事にはあくまで慎重であった。井上は対ロシアとの関係がこれから大きな外交問題となる事を予言し、朝鮮の独立を保つ事は日本のために緊要である事を強調したが、対清国協調外交を説いた。1880年代の政府も井上の示す対清国協調外交路線を守ったといえる。「朝鮮の事は将来東洋交際戦略の一大問題となりて、二三大国の間に或は此国の為めに戦争を開くに至るべし。朝鮮の實際を察するに、政府之入の康弱なると人民の愚昧なるにより、今数十年間は一個の独立国となること難かるべし。而して其軍民の外国人を敵視して是れに無礼を加ふるは、是又今数年間は止む時なかるべし。然る時は此節新に条約を結へる英米李の国に、又は其他の国より各義を仮り機会に投じて其要地を占領し、又は其内政に干渉し、安南緬甸の類となさんとするは必然也。多分露国なるべし。…若し欧州の一国朝鮮に占拠して、安南又は印度の例にならばんには、我国は頭上に刃を懸けたる如し。若し又不幸にして露国の為めに朝鮮を奪はれんには、東洋の大勢は全く為すべからざるに至らんとす。故に東洋の為に均勢を保つには、支那と我国とは力を極めて朝鮮の独立を保護し、露国の南侵を禦かざるを得ず。是れ東洋の為に数年の後を顧る者は、必ず此意を抱かざるものなかるべし。」³⁾

3. 自由党主流派による朝鮮侵略への画策

福沢諭吉は1880年代に入ると、『時事小言』において、軍備を充実して国権を拡張すべきだと主張する。壬午軍乱が発生するや、朝鮮の暴徒は文明の敵だとし、出兵論を展開した。福沢は慶應義塾に於いて朝鮮からの留学生との交流があった。当時日本政府はまだ、清国との関係を考慮して、表面的にせよ、親清派の事大党を支持する立場をとっていたので、井上馨は、金玉均との接触を避けていた。そこで金玉均は、福沢を介して後藤に援助を求めた。1882年（明治15年）に来日した金玉均はまず福沢と会見し、翌1883年（明治16年）夏にも、親日派にたいする日本側の具体的な支援を求めて来日する。福沢は弟子の井上角五郎を渡韓させて金等を助けて朝鮮の改革を進め、追って自分もこれに加わ

る意志を伝えた。福沢は朝鮮が清国から独立し、日本の支配下に入った暁には、姻戚関係のある後藤を朝鮮総督とする意志を持っており、かねてから後藤と朝鮮問題について気脈を通じていた。石河幹明は『福沢論吉伝』で次のように述べた。福沢は後藤に「朝鮮の改革をやらせて見たいと考へられて、これを後藤に勧め、後藤も大にやる考であつた。明治十七年金玉均等が京城で事を企てたとき、其事成就すれば後藤を朝鮮に招聘して政治の改革を委任する手筈が定まつてゐたところ、金等の一挙が失敗したため實現が出来なかつたが、其事件前に、金等が日本に往來して先生に親近し朝鮮の改革に関して指導援助を乞ふたとき、先生の紹介に依り金等は後藤に面會して其人物に敬扱し、かゝる手筈を定めて帰国したのである。」⁴⁾ また『自由党史』には次のような板垣の言葉が記されている。「我が親友後藤に対し朝鮮國の扶植を依頼し、委するに改革の全権を以てし、且つ後藤を宰相に挙げんとす」⁵⁾

自由党は、1884年（明治17年）9月に起きた同党員による「加波山事件」をきっかけとして、同年10月末、解党へと追い込まれた。立憲改進黨もまた、大隈総裁らの脱党などにより解党も同然の状態であつた。自由民権運動が国権拡張、侵略主義に進んだ状況のもと、板垣や後藤は密かに征韓工作をしていた。彼等の外征を利用して内政改革を行おうとする主張は征韓論から一貫していた。『自由党史』には以下のように記されている。「朴・金の二使は元と開國党に属し、深く日本の文明を傾慕し、我政府に依頼して閔族等の事大党を排し、内政を改革せんとけるの志を抱けり。其東京に留るや、外務卿井上に説く所ありしも省せられず。蓋し当時我政府の外に対するや、専ら事端を避けて無為を之れ勉め、唯二三強國の意向を攬るに汲々たりしなり。朴、金之を視て望みを失ひ、更に在野の有力者に就いて援を求めんと欲し、之を三田慶応義塾の福沢論吉に諮る。福沢乃ち其親む所の後藤象二郎に譬して金玉均等を介す。後藤因て之を邸に延き、款待して相約する所あり。」福沢は「先づ井上角五郎を韓廷に傭聘せしめ、且つ自ら客節となりて身を挺んで渡韓し、改革の柄をとらんと云ふ。金玉均等喜んで帰る。乃ち十六年十月なり」⁶⁾

福沢は後藤、板垣と連携して必要な資金を確保しようとした。資金のあてはフランスであつた。「蓋し後藤の劃する所、則ち一時に事大党を掃滅して廓清

の功を挙げんとするに在り。而して資金を要する約そ一百万圓、唯だ其出処を得ざるに苦み、荏苒時を移す。既にして恰かも清佛構難の事あり、清廷外患に苦み、復た韓國を顧るに違あらざらんとす。時に明治十七年の秋なり。一日後藤詳かに胸臆を自由党総理板垣退助に語り、資金に困む所以を訴ふ。板垣曰く、我れ請ふ之を佛國公使に説かんと。蓋し板垣は囊きに佛國に在るの日、クレマンソー等と交驩し、説て曰く、今や歐洲列國の東洋に臨む、皆な侵略、蚕食に意あり。いまだ自由の友となりて東洋を扶植開發する者なし。願くは自由の祖国たる佛國の、之を以て自から任ぜんことを望むと。クレマンソー等鼓掌して可と称し之を賛す。是を以て板垣は密かに自ら信ずる所あり、故に之を後藤に勤めたるなり。後藤は大に喜び、一切の交渉を板垣に託す。板垣因つて自由党幹事小林樟雄を伴ふて通訳と爲し、後藤と共に佛國公使ウキツキーを永田町の公使館に訪ふ。小林は佛語に通じ、屢々自由新聞社の任を帯びて此に往来し、公使と相識知る。』⁷⁾

板垣の資金要請に対してフランス公使館書記は快諾した。「曰く、百万圓の爲替は何時にても銀行より振込むべし、着手の準備整頓せしやと。」これに対して後藤は竹内綱を金庫番として渡韓の準備をした。「後藤雀躍、豫め竹内綱を挙げて出納の任に充て、ひそかに部下をして壯士を糾合せしめ、日夜渡航の備を為せり。蓋し聞く、仏國公使は其親友の誼ある水師提督クールベールに内報するに、後藤、板垣の計画を以てし、且つ果して朝鮮改革に着手するに際せば、密かに軍艦二隻を我が用に供給すべき約を爲したりと。而して後藤の心を計画に費すや、豫め清國干涉の免る可らざる見、之に応ずるの策を建て、且つ同時に国論を發揮して内政刷新の機を促し、以て一挙に議院開設を執行し、自ら朝鮮の総務官たるの籌算を定め、大に屠龍搏虎の手腕を此間に揮はんと期せり。』⁸⁾

伊藤は政党と無縁となった後藤を政権に抱き込む工作を行い、その会談の席で偶然後藤らの朝鮮工作を聞き出した。『自由党史』には以下のように記されている。「時に自由党は有形団結の利あらざるを覩て、既に解党の議を決し、板垣は海南の濱に帰臥し、以て遙かに後藤の撃を助け時機の至るを待てり。一夕偶ま参議伊藤博文來たつて後藤を訪ひ説くに功臣網羅策を以てし、其入閣を

勤むるあり。後藤之れと会し、旧交を修む。杯酒の間、談移って朝鮮の時事に及ぶ。後藤覚えず膝を前めて曰く、政府若し予に之を一任するを肯ぜば、必らず期して功を奏し、多年の禍源を絶たんと。伊藤曰く、政府果たして其心ある乎如何と。伊藤曰く、何ぞ疑ふを要せん。予必ず君を推して其局に當らしむるに勉むべしと。是に於て後藤の疎放にして忌まざるや、悉く金、朴との密約を洩らして怪まず。曰く、君はカブールたれ、予はガリバルデーたらんのみと。伊藤窃かに驚く。而も之を色に見はさず。既にして伊藤之を外務卿井上馨に告ぐ。井上固く之れを不可として曰く、此の如きの大事豈在野の士に托すべけんやと。議遂にやむ。後藤之を知らざるなり。是に於て井上は敢て自ら取て後藤の画策を行はんと欲し、曾て事大党に近親せし政策を一変し、金、朴等の独立党を款遇するに至れり。』⁹¹

伊藤は後藤等の計画を聞いて驚き、井上とともに政府として旧自由党の朝鮮戦略を先取りするように朝鮮政策を修正した。政府が事大党支持から独立党支持に乗り換えた背景にはかかる自由党の戦略の先取りがあった。

伊藤が後藤から朝鮮への自由党謀議を聞き出した直後、政府は天皇の勅命という形で済物浦条約の50万円の償還金のうちすでに支払っている10万円を除き40万円は棒引きにする事を決定した。井上から朝鮮の竹添公使にも政策の変更はすぐ伝えられたが、竹添公使は緊張した朝鮮情勢を全く理解しておらず大きな失言事件をおこした。明治17年11月3日天長節の祝宴の席で、日本公使館には、独立党幹部、事大党幹部、清国兵が居並ぶ中で、今後日本政府は独立党を支援して改革をはかるという演説を行った。これに清国の將軍や事大党の幹部は驚き、独立党は驚喜するとともに事大党の反攻を恐れた。金は後藤に書簡を送り日本政府の政策が変わったと伝えたところ、後藤も驚き、後藤は伊藤にその理由を尋ねたところ伊藤はとぼけて何も答えなかったと『自由党史』には記されている。⁹² 金らは政敵の画策を恐れ早急に蜂起すべきと考え、クーデターを決行したものである。クーデターが3日天下に終わった要因は金等のクーデターに対して日本政府が本格的な支援をしなかった為であった。日本政府は清国と一戦を交える主体的、客観的期が熟していないと考えていた。その理由は帝国憲法の制定、議会開設の前であり、国内の民権派の暴動への対処、財政的、

軍事的備えが不十分であったという読みがあった。甲申事変を利用して「天津条約」を締結して朝鮮半島への日本の政治的、経済的、軍事的進出をより確実に進める方が得策であった。これに対して戦争を利用して内乱を起こし、政権に加わろうとしていた民権派は朝鮮半島への弱腰外交を鋭く突いた。

自由党は解党直前には激しい国権拡張論を主張した。自由党は弾圧によって展望がなくなった内政を外征抛って打開しようとする戦略を採った。解党直前『自由新聞』に連載した「国権拡張論」と題する社説では、次のように主張している。「彼ノ邦国ヲシテ併呑蚕食ヲ亜細亜東洋ニマデモ逞ウセシムルニ至レバ、我邦ハ則チ直チニ欧州強国ト比隣シ、其地位恰モ白耳義、瑞西、和蘭等が魯、英、普、仏ノ間ニ介スルガ如クニシテ、其独立権ヲ保ツモ決シテ容易ナラズ。復タ何ノ違アリテカ国権ヲ拡張スルコトヲ得ンヤ。…更ニ之ヲ詳言スレバ、欧州強国ガ未ダ其意ヲ亜細亜東洋ニ逞ウセザルニ当リテ、自カラ進ンデ我が国権ヲ拡張スルノ手段ヲ行ナハザルベガラザルナリ。」「夫レ此のクノ如キノ理由アルヲ以テ、我邦ガ海外着手ノ順序ハ、先ヅ其近キヨリ始メザルベカラズ。」¹¹⁾

解党前後の自由党は加波山事件、群馬事件、名古屋事件、秩父事件などの激化事件が相次いだ。それら激化事件には地元の民権派とともに大井等自由党左派が指導的役割を果たした。彼等のスローガンは、専制政府とその手先の打倒、地租軽減、徴兵令改正、対外失策の挽回であったが、対外失策の挽回とは朝鮮問題が中心であった。名古屋事件の檄文には以下の様に述べられている。「台湾は一個の蛮島也。〈固より〉〔國あり〕政府ありて以て國家を成すものにあらず。而して朝鮮の我に無礼を加ふるは是れ其の朝鮮國家の我が日本國家に対するの關係也。…十五年朝鮮乱民暴起して我公使館を焚燬する、政府其罪を問はざるに非ず、而して清兵故なきに朝鮮に來り、朝鮮は清國の属邦たることを明記して之を京城に貼紙掲標し、馬〈建〉〔達〕忠大院君を掌上に簸弄して之を本國に騙かし帰るに及んで、清國日本の訂盟國を辱かしむるの極に笑を天下萬世に來し、大に後世歴史の汚点を造出するに及べり、豈誠に切齒に堪へん哉」¹²⁾

明治20年土佐派が中心になった民権派の最後の政治闘争である三大事件建白

運動においてもそれをみることができる。三大事件建白運動は、租税軽減、言論集会の自由、外交失策の挽回をスローガンとした三大事件建白運動であった。その3番目の要求であった外国失策を民権派が主張した直接的背景はノルマントン号事件で顕在化した不平等条約であったが、朝鮮問題での弱腰外交も含まれていた。同建白書は『植木枝盛集』の编者によれば植木枝盛の手になると言われているが、同建白書の外交失策挽回の項には次のように述べられている。「第三 某等が政府に要むべき者は、外交失策を挽回するに在るなり。夫れ國家利害の関する所、榮辱の繋る所、安危の由る所、外交より重且大なるは莫し。…維新以來我政府が屢々欧米諸邦に對し、〈甚し〉〔近〕きは支那朝鮮に於て、外交の策を誤りたるの事は茲に論ぜん」¹³⁾

三大事件建白運動のスローガン外交失策の挽回は文面上は西洋に対する日本の主権侵害と政府の対応への批判が中心であるが、同時に朝鮮半島への弱腰政策への批判を含んでいた。以上のように、後藤、板垣らを含め民権派主流は政府部内にある対清協調外交を批判する対外強硬論が大勢を占めており、それらはその後の日清戦争への道を開くイデオロギーとなった。

4. 大阪事件と自由党左派の役割

板垣、後藤ら自由党主流の朝鮮戦略が水泡に帰し、金等が日本に亡命した後、大井、小林らに朝鮮戦略は引き継がれた。自由党幹事であった小林樟雄はフランス留学の経験があり、通訳として板垣とフランス公使に朝鮮改革のための資金調達に赴いた人物であった。『自由党史』には「小林樟雄は金玉均と旧識あり」¹⁴⁾とある。

小林・大井らは、政府が自賛した天津条約を屈辱的として非難した。また、「今回朝鮮に於て、清兵の日本人を殺害凌辱したりと称する事件は、確証なきが故に、暫く之を措き他日証左あるを待つて刑を行ふべき事」¹⁵⁾と述べた。

小林は板垣、後藤の元側近であり、板垣、後藤の朝鮮計画が頓挫した後も、金らとの太いパイプを保っており朝鮮改革計画を練った。小林は土佐に籠った

板垣を訪ね計画の継続を進言したが板垣からは逆に断念を勧められた。小林は18年5月大井憲太郎、磯山清兵衛の密議を持ち朝鮮戦争構想を練った。大阪事件の計画は旧自由党員大井憲太郎、小林樟雄、磯山清兵衛、新井章吾等が壮士20余名を朝鮮に送って、清国寄りの閔妃政権を倒し、金玉均、朴泳孝ら開化派の政権を樹立させる計画であった。その結果日清の対立が生じ、これを利用して日本国内の「内地革命」を行おうというものであった。計画の最初の発案者は金とフランス公使にパイプをもつ小林であった。資金調達、爆薬類の調達、同志の結集が行われ、85年10月に渡韓壮士たちが朝鮮への出航地の長崎に向かう段階になって、計画は発覚し、大井や小林は、11月23日大阪で逮捕されたのははじめその他関係者も逮捕された。起訴されたのは64名だった。大井たちに対する起訴理由は、刑法第133条の外患罪であった。彼等は復外患材罪を免れるべく、復讐主義と朝鮮政治への介入でなく朝鮮の独立を願う立場であった事を強調した。大井憲太郎は逮捕後公判の陳述で彼等が企てた論理と大義名分について以下の様に陳述した。

大井憲太郎は1887年（明治20年）7月、法廷で次の様に述べた。「我々が朝鮮事件を企てし主意は東洋政略と云うにあらず。又只、独立党に政権を帰せしむるのみにあらず。尚お先ず侵略復讐等の主義にあらざることは、すでに検察官の公訴状説明に於て述べられたることなれば申すまでもなきことえり。東洋政略と云うに至りては、朝鮮を餌に使うと云うほどにあらざるも、日本、支那、即ち亜細亜を改良するが為にこれを利用するの意も幾分か含蓄しおれり。東洋と欧州と相峙するの政略に属せざるにあらざれども、朝鮮現時の有様に就いてその国民に安全幸福を与えんとする主意なり。…この事件の事に現われしは、明治18年3月以後のことなれども、これを耳にせしは17年の10月頃大阪に於て自由党解党会議ありて、私共も来り、小林、磯山等も来り、山際、星の如きは新潟にて星が演説上官吏侮辱の為に關係して来たらざりし。電報を以て欠席の旨を通知し来れり。当時、金玉均は日本に渡来し、井上外務卿に依り朝鮮独立のことを依頼せしも政府より謝絶され、それより民間のある紳士に面会してこの事を託したる処、同紳士は他の紳士に紹介してこれを面会せしめたる処、金玉均は直に朝鮮に帰り、その後再び渡来する筈にて自分等が大阪に会する時に

はその前後金玉均の渡来すべき日取りにして密かに最早来るならんと想像しおりたり。しかして同人が我政府に謝絶せられ再びある紳士にも謝絶せられしとのことは自分等が聞きたる処なるも、これと共に事を挙げ、又はこれに力を尽くさんとせしにはあらず、只その情を知りおりたるのみ。磯山が17年12月頃より云々と申立つるも、同人は右の金玉均のことを聞き、当時より謀りしならんとの想像ことごとくを云いしものなるべし。朝鮮独立の事は自由黨員はみな悉皆知りおれり。ある日党務上のことに付き会合せしことあり、その節会せしは片岡健吉、森脇直樹、内藤魯一及び小林等にて、これらの人々は皆知りおれり。その後、金玉均は遂に渡来せずして17年彼地に於て事を挙げたり。我々は果して竹添公使の演説をして彼等が革命の意を決せしめしものとせば甚だ気の毒に思うことにて、その際我国旗を汚せし等のことは怒る処ではなく、反って気の毒に思いし位なり。その事たる朝鮮国王や国民の心に出たるにあらずして頑固なる事大党や支那の奴原の爲したることなり。故に復讐主義等のことは思いも寄らぬことなり。故に我々のこの計画たる朝鮮内地の騒動は我々の感情を動かしたるに相違なきも、これが為に生ぜしものにあらずして、我々は以前より朝鮮の独立を思いおりたることなれば、復讐主義というが如きこの不潔な文字は裁判言渡書に掲げて貰いたくなきものなり」¹⁶⁾

さらに、大井は法廷で以下のような証言を行った。同証言中に固有名詞は伏されているが、金らが明治16年に相談し、支援を仰いだ人物は福沢、後藤等であった事は疑いない。「自分は此の如く我国権の上に就ても我が主義の上に就ても支那を改革するの必要を感じたり。而して朝鮮も亦日本の為には是非共改革を行わざるべからず故に自分は先ず我が主義を朝鮮に入れ以て彼の国を改革し其独立を助け以て我国をして朝鮮の最恵国たらしめんことを希望していました。然るにたしか明治十六年のことと覚えませんが朝鮮より金玉均、朴泳孝等その他有志の人物が日本に来まして恰も其時彼等は表向きの用事済みたるか或いは其の用事の傍らなるが日本の或有志者に朝鮮は支那の干渉を蒙り言ふ可らざる暴戾の所為を受く。支那は朝鮮に対し実に傍若無人なり。国王之を怒り玉ひ我が独立党亦之憤り何卒してその恥辱を雪がんとすれども小弱にして力及ばざればとて其の助力を受けたき旨愁訴したる理なり。…其れより間もなく安南

に於いて仏清の戦争起れり、依て自分は友人なる仏人の紹介を得て日本在留の仏国公使に面接し自分の精神と主義とを述べて朝鮮の独立を助けんと勧めたり。然るに公使は自分に対して如何なる方法を以て之を助くべきやを問へり。自分は之に対して仏蘭西は未だ通商を為さず条約を結ばざるを以て先づ特命全權公使を彼の国に派遣せられたし。我々は其の間に計画する所あらんと、其の方策を話しもし此の事にして諾せられずば百万弗を朝鮮独立費として貸与せられたし、然る時は我々は我々の手段を以て之を助けんと欲す。然れども我々の此の独立を助くるに至らば支那怒りて兵を朝鮮に向けん。故に其の金円は其の時の費用に充つる積もりなる旨を以てせしに公使は其の大事件にして殊に東洋総体に係わる事柄なれば一存に参り難しとの事にてその後公使は此の事を其の本国政府に掛け合つて承諾をも得たりとの事を聞き自分は大いに喜び足り。而して当時金玉均は本国に帰りたりしを以て之を日本に呼ぶか或いは書面を以て相談すべき乎如何はせんと思ひ居る中明治十七年十二月朝鮮に争乱起これり」⁷⁾

また、甲申事変の原因として大井は次のように述べた。「郵政局の開業式に乗じ独立党が事大党に対して事を挙げたるものなり。事を挙げたるは我の扇動に出でたるものの由なるが独立党は既に事大党政府を殲して新政府を立て而して第一に支那の幽囚の身となり居り賜ふ太院君を取り戻すことを決議し、其の他、国の名誉に関すること利益取り除けんことを決議し之を実行せんとせしに其の際より支那の公使たる袁世凱は兵を率いて王城を襲撃せり。独立党は日本の竹添公使は必ず之を援くるならんと思ひしに竹添は更に音沙汰なく、その内王城危殆に迫りたるを以て最早猶予する能はず。国王の宸翰を以て竹添に援を求められしに依り漸く竹添は王宮に趣（赴）きたり。然るに竹添は王城の斯くまで危殆に迫りたるにも拘わらず更に活発の働きを為さず。看す々々暴兵をして王城に乱入せしむるに付き今度は王城ドコロカ王の一身迄も危うくなりやむを得ず独立党は洪泳植と云ふ独立党中の者只一人を附けて国王を支那兵の手に渡したり。洪泳植と云ふは独立党中にて中々の人物なりしが支那兵の為に忽ち殺されたる由なり。此に至て金玉均は始めて竹添の為に売られたるを憤りたるも最早詮方なく遂に形を変じ仁川に来たり僅に脱したる身なるを以て旅費とては更に持たず殆ど進退に窮したるが、幸いに米国商人の為に救われ長崎に逃れ

来たり」…「朝鮮に渡りて後の事、礪山新井等に託し二三十人の壯士を遣りて事大党を打倒し独立党を助けて朝鮮を独立国となし、さうして日本の藩屏と致す考えでありました」¹⁸⁾

以上のように大井は、金玉均が竹添、即ち日本政府に売られたという見方を示し、一方では朝鮮半島が日本の生命線であるという井上毅ら政府筋と共通する戦略を自らも持っていたことを証言した。大阪事件は、内外の激化事件を利用した民権派の反抗の最終局面であった。自由党解党直後の大阪事件は対外関係に関わる激化事件であることにおいて、外征を利用して国内の革命を指向した民権派主流も関与した運動として特筆すべき事件であった。朝鮮への侵略は征韓論から自由党解党までの旧自由党指導部の一貫した戦略であり、大阪事件はその戦略においてまさに自由党主流と左派が一体になった点において他の激化事件とは区別される事件であった。政府は同事件の挑発には直ちにはのらず、民権派左派、主流派を利用して、明治10年代後半において徐々に朝鮮半島へのプレゼンスを強めていったことは、アジアへの帝国主義的進出の道筋としては正鵠を得た戦略であった。

結び

明治10年代における政府の朝鮮半島への外交政策は清国の宗主権を意識しつつ外交的努力で徐々に日本の権益を拡大しようとするものであった。「天津条約」は日本が朝鮮半島において清国と対等の立場に立った大きな転機であり、後に朝鮮半島を支配するに至った大きな誘因となった。ところが民権派はこれを弱腰外交と批判した。彼等による「外交失策の挽回」のスローガンは西洋に対する日本の主権侵害と政府の対応への批判のみならず、主要な主張は朝鮮半島への弱腰政策への批判であった。後藤、板垣らを含め民権派主流は、政府部内にある対清協調外交を批判する対外強硬論が大勢を占めており、それらはその後の日清戦争への道を開くイデオロギーとなった。大阪事件は、内外の激化事件を利用した民権派の反抗の最終局面であったが、外征を利用して国内の革

命を指向した民権派主流が関与した運動として特筆すべき事件であった。朝鮮への侵略政策は征韓論から自由党解党までの旧自由党指導部の一貫した戦略であり、大阪事件は戦略、戦術、構想、準備段階からまさに自由党主流と左派が一体になっており、彼等の対外観を最もよく表わした事件であったとって過言ではない。明治政府は壬午・甲申事変とそれに乗じた旧自由党の策謀にはのらず、軍備の増強と朝鮮半島への支配を着実に進めていった事は帝国主義日本自立の道としては賢明な選択であった。

注)

- 1) 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波書店 1983年7月 34. 35頁
- 2) 陸奥宗光 同上書 58頁
- 3) 井上毅「朝鮮政略意見」 明治15年9月17日
- 4) 石河幹明『福沢論吉伝第二巻』岩波書店 1932年(昭和7年) 531頁
- 5) 『自由党史下』岩波書店版1958年 125頁
- 6) 同上書 125頁
- 7) 同上書 125頁
- 8) 同上書 127. 128頁
- 9) 同上書 128頁
- 10) 同上書 129頁
- 11) 『自由新聞』「国権拡張論」明治17年10月5日
- 12) 前掲『自由党史下』 108頁
- 13) 植木枝盛「三大事件建白書」『自由党史下』308頁
- 14) 同上書 137頁
- 15) 石川諒一『自由党大阪事件』自由党大阪事件出版局 昭和8年
- 16) 『朝日新聞付録』「国事犯被告事件公判傍聴筆記」第26 明治20年7月21日
- 17) 『土陽新聞』「国事犯公判傍聴記 大井憲太郎証言」明治20年6月23日
- 18) 同上誌